

新

旧

(P122) (2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

①歴史・文化を紹介する施設の維持及び整備に関する事業

事業の名称	1 旧真壁郵便局耐震補強事業	
整備主体	桜川市	
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業 重要文化財建造物等公開活用事業	
事業期間	H20～H23	
事業箇所及び区域	真壁町真壁	
事業の概要	町並み案内所や地域の歴史発信の場として使用してきたが、老朽化が著しく、敷地を含めた文化財の買い取りと耐震補強工事を実施する。  旧真壁郵便局	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧真壁郵便局は、御陣屋前通りと高上町通りとの交差点に位置し、真壁地区の中心部にある昭和2年建築の洋風建築物である。内部は木造建築物であるため、耐震補強工事を実施し、歴史・文化を紹介する施設として使用を続けることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 この建物の前で祇園祭の渡御、還御の際、祝詞を奏上する。この建物の前で祝詞が奏上される理由や、祇園祭全体の祝詞を奏上する場所等を写真及びパネル等で示してこの施設に展示することにより、祇園祭の理解が深まり、歴史的維持及び向上に寄与する。	

122

(P121) (2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

①歴史・文化を紹介する施設の維持及び整備に関する事業

事業の名称	1 旧真壁郵便局耐震補強事業	
整備主体	桜川市	
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業	
事業期間	H20～H25	
事業箇所及び区域	真壁町真壁	
事業の概要	町並み案内所や地域の歴史発信の場として使用してきたが、老朽化が著しく、敷地を含めた文化財の買い取りと耐震補強工事を実施する。  旧真壁郵便局	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧真壁郵便局は、御陣屋前通りと高上町通りとの交差点に位置し、真壁地区の中心部にある昭和2年建築の洋風建築物である。内部は木造建築物であるため、耐震補強工事を実施し、歴史・文化を紹介する施設として使用を続けることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 この建物の前で祇園祭の渡御、還御の際、祝詞を奏上する。この建物の前で祝詞が奏上される理由や、祇園祭全体の祝詞を奏上する場所等を写真及びパネル等で示してこの施設に展示することにより、祇園祭の理解が深まり、歴史的維持及び向上に寄与する。	

121

■新旧対照表

新

旧

(P124)	事業の名称 3 旧高久家整備事業 整備主体 桜川市 活用する国の支援事業の名称 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 市単独費（発掘調査） 事業期間 H23～H25 事業箇所及び区域 真壁町真壁	
	事業の概要 市に寄贈された歴史的風致形成建造物である旧高久家の修理を行い、公開施設として活用するとともに、空地をポケットパークとして整備する。 併せて、真壁陣屋堀の流末部分の埋蔵文化財を発掘調査する。  旧高久家住宅	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧高久家住宅は、歴史的建造物が多く集積する御陣屋前通りに位置し、重要伝統的建造物群保存地区内にある登録文化財である。 現在は空屋となっているが、イベントの際は個人が店舗を借り上げ、土産物屋等を開店しているが、老朽化が著しく危険な建物となっている。 改修後は、家屋を修理し公開施設として使用するとともに、空地部分をポケットパークとして利用することにより、歴史的風致の維持及び向上が図られる。 なお、発見された遺構については、関係機関と協議の上、必要に応じ歴史的風致形成建造物の指定を行うとともに、適切に保存することとする。	

124

(P123)	事業の名称 3 旧高久家整備事業 整備主体 桜川市 活用する国の支援事業の名称 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 事業期間 H23～H25 事業箇所及び区域 真壁町真壁	
	事業の概要 市に寄贈された歴史的風致形成建造物である旧高久家の修理を行い、公開施設として活用するとともに、空地をポケットパークとして整備する。  旧高久家住宅	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧高久家住宅は、歴史的建造物が多く集積する御陣屋前通りに位置し、重要伝統的建造物群保存地区内にある登録文化財である。 現在は空屋となっているが、イベントの際は個人が店舗を借り上げ、土産物屋等を開店しているが、老朽化が著しく危険な建物となっている。 改修後は、家屋を修理し公開施設として使用するとともに、空地部分をポケットパークとして利用することにより、歴史的風致の維持及び向上が図られる。	

123

■新旧対照表

新	旧												
(P127) (3) 歴史的風致の維持及び向上に資する祭事に関する事業 ① 真壁祇園祭に関する事業 <table border="1"> <tr> <td>事業の名称</td><td>6 真壁祇園祭用具修理事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>民間</td></tr> <tr> <td>活用する国の支援事業の名称</td><td>市単独費 ※文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>H25～H26</td></tr> <tr> <td>事業箇所及び区域</td><td>五所駒ヶ滝神社</td></tr> <tr> <td>事業の概要</td><td>真壁祇園祭で使用する神輿の修繕並びに衣装の新調をする。</td></tr> </table>  (修理する神輿) 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 本事業は、桜川市の維持向上すべき歴史的風致の「真壁の町並みと祇園祭」で使用する神輿並びに衣装であり、これを修繕しながら使用することは、歴史や文化を後世に継承するとともに、市民や来訪者に桜川市の伝統的な祭りの魅力を向上させ、伝統文化への理解が深まることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 なお、神輿については、五所駒ヶ滝神社で年間を通じ一般公開することとする。	事業の名称	6 真壁祇園祭用具修理事業	整備主体	民間	活用する国の支援事業の名称	市単独費 ※文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の活用を検討	事業期間	H25～H26	事業箇所及び区域	五所駒ヶ滝神社	事業の概要	真壁祇園祭で使用する神輿の修繕並びに衣装の新調をする。	
事業の名称	6 真壁祇園祭用具修理事業												
整備主体	民間												
活用する国の支援事業の名称	市単独費 ※文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の活用を検討												
事業期間	H25～H26												
事業箇所及び区域	五所駒ヶ滝神社												
事業の概要	真壁祇園祭で使用する神輿の修繕並びに衣装の新調をする。												

■新旧対照表

新

旧

(P150)

名 称	建築年代	建築物の概要
27. 谷口家住宅 穀蔵	明治初期	穀蔵は、切妻・平入り・桧瓦葺きの土蔵で、桁行6間・梁間3間、前面に奥行1間の下屋を設ける。 出入り口は正面右寄り、窓は両側面に開けられ、いずれも漆喰塗の観音開き扉を備えている。 石蔵は、通りに面しており、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0196)	
建築面積	所有者	
66㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
28. 谷口家住宅 離れ	明治初期	離れは、主屋座敷の東南方向に位置する。6畳と3畳に縁を廻した西側の平屋建は東西棟の入母屋造につくり、その背景東側に桁行3間半梁行2間半、東北棟、入母屋造の2階屋を配置する。2階は12畳規模の1室で、床・根・平書院を備えた良質の大広間を設ける。 離れは、主屋に隣接し、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0196)	
建築面積	所有者	
66㎡	個人	
		

150

(P148)

名 称	建築年代	建築物の概要
27. 谷口家住宅 穀蔵	明治初期	穀蔵は、切妻・平入り・桧瓦葺きの土蔵で、桁行6間・梁間3間、前面に奥行1間の下屋を設ける。 出入り口は正面右寄り、窓は両側面に開けられ、いずれも漆喰塗の観音開き扉を備えている。 石蔵は、通りに面しており、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録文化財 (H17.7.12 08-0196)	
建築面積	所有者	
66㎡	個人	
		

148

■新旧対照表

新

旧

(P151)

名 称	建築年代	建築物の概要
29. 小林商店 店舗	昭和3年(1928)	本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部西に位置する建造物である。 小林商店は、明治初期にこの地で米穀商を営むとともに、周辺の水車を利用して精米も行っていた。 明治初期には、五町内といわれる地区と小林商店は建物が連続し、ともに商業地として発展してきた歴史がある。 このことから、「真壁地区の商家と商い」にも深く関係することから、歴史的風致維持及び向上に資する建造物である。
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15. 7. 1 08-0100)	
建築面積	所有者	
93. 12㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
30. 小林商店 米蔵	明治時代	米蔵は切妻・平入り・桧瓦葺きで、桁行3間半・梁間2間、前面に5尺弱の下屋庇を張り出している。 正面は中央1間半を開口部として板戸を建て、両側1間を真壁造の壁面としている。 内部も、下屋庇部分と奥の旧精米室との境はほぼ中央部1間を除いて間仕切壁が設けられている。
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15. 7. 1 08-0101)	
建築面積	所有者	
32. 61㎡	個人	
		

(P123)

151

■新旧対照表

新

旧

(P152)

名 称	建築年代	建築物の概要
31. 桜井住宅 新蔵	明治時代	新蔵は、西蔵の後に建築された蔵で、切妻・平入りの2階建てで、全面に約1間の下屋を設けている。
所在 真壁町真壁	文化財の指定 登録有形文化財 (H16.2.17 08-0118)	外部を黒漆喰とし、側面および背面の1階部分をささら子下見板で覆っている。
建築面積 46.77㎡	所有者 個人	軒は鉢巻から主屋をわずかに出して妻側に破風板を設けた特異な様式である。
		新蔵は、桜井家の一連の建造物と一体となっており、通りから望見することができることから、保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。

名 称	建築年代	建築物の概要
32. 谷口義衛家住宅 土蔵	明治25年	切妻・平入り・桧瓦葺で、桁行3間・梁間2間、前面に観音開の防火扉を備えた出入口を設け、上部に土庇を架けている。
所在 真壁町桜井	文化財の指定 登録有形文化財 (H17.7.12 08-0191)	中引梁に登り梁を渡しただけの小屋組は時代の古さを示している。
建築面積 38㎡	所有者 個人	
		

152

■新旧対照表

新			旧
(P153)	名 称	建築年代	
	33. 谷田部家住宅長屋門	明治25年	
	所在	文化財の指定	
	真壁町桜井	登録有形文化財 (H12.10.18 08-0043)	
	建築面積	所有者	
	74㎡	個人	
			
	建築物の概要 本建築物は、かつての町人地（町屋村）と旧真壁城（古城村）の間に通じる旧街道の東側に位置する。 谷田部家は、近世初期からこの地にあつて代々名主を務め、明治初期には戸長も務めた旧家である。 谷田部家の前の道路は、真壁祇園祭の際、渡御、還御のルートとなっており、通りの景観と一体となり、近世の祭りの情緒を醸し出している。 長屋門は桁行8間、梁間2間の寄棟造である。屋根は葺瓦葺であるが、以前は茅葺であった。正面北側を8畳の座敷、南側を板敷物置とし、正面各間に小さな与力窓も設けている。		
	153		

■新旧対照表

新

旧

(P155)

③指定等がされていない歴史的建造物

名 称	建築年代	建築物の概要
1. 高久家住宅納屋及び門	明治時代	高久家の建築物については、店舗と一体となっているため、現存する建造物である納屋と門を保存・修理するとともに、景観にそぐわない建築物を修景することにより、地区の景観に沿った建築物群となる。
所在	文化財の指定	納屋は木造・桧瓦葺の二階建て、一階、二階とも同面積のものであり、肥料商を営んでいた際に使用していたと推測できる。
真壁町真壁	無し	また門は、典型的な四つ足門で、周囲の景観と一体となっている。
建築面積	所有者	本建造物は、伝統的建造物群保存対策調査で調査し、同報告書においても歴史的価値の高い建造物として評価されている。
33.05㎡	桜川市	

高久家住宅納屋

高久家住宅門

155

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新	旧
(目次) 目次	(目次) 目次
はじめに	はじめに
(1) 計画策定の背景と目的	(1) 計画策定の背景と目的
(2) 本計画の位置づけと策定の流れ	(2) 本計画の位置づけと策定の流れ
(3) 計画策定の経緯	(3) 計画策定の経緯
1 桜川市の歴史的背景	1 桜川市の歴史的背景
(1) 桜川市の位置	(1) 桜川市の位置
(2) 社会的環境	(2) 社会的環境
(3) 自然的環境	(3) 自然的環境
(4) 都市形成の歴史	(4) 都市形成の歴史
2 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	2 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
(1) 指定等文化財の分布状況	(1) 指定等文化財の分布状況
(2) 指定等文化財以外の文化財の分布状況	(2) 指定等文化財以外の文化財の分布状況
(3) 桜川市の維持向上すべき歴史的風致	(3) 桜川市の維持向上すべき歴史的風致
(4) 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題	(4) 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
(5) 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置づけ	(5) 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置づけ
(6) 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	(6) 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針
(7) 計画実現のための方策	(7) 計画実現のための方策
(8) 実施主体	(8) 実施主体
3 重点区域の位置及び区域	3 重点区域の位置及び区域
(1) 重点区域の考え方	(1) 重点区域の考え方
(2) 重点区域の根拠	(2) 重点区域の根拠
(3) 桜川市における効果	(3) 桜川市における効果
(4) 良好な景観の形成に関する施策との連携	(4) 良好な景観の形成に関する施策との連携
4 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項	4 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項
イ 文化財の保存及び活用に関する事項	イ 文化財の保存及び活用に関する事項
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
(2) 文化財の保存及び活用に関する体制	(2) 文化財の保存及び活用に関する体制
(3) 重点区域の具体的な計画	(3) 重点区域の具体的な計画
ロ 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項	ロ 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方	(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方
(2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	(2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
(3) その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業	(3) その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業
5 歴史的風致形成建造物の指定の方針	5 歴史的風致形成建造物の指定の方針
(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方	(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方
(2) 指定の方針	(2) 指定の方針
(3) 所有者及び支援法人からの提案	(3) 所有者及び支援法人からの提案
(4) 審査方法	(4) 審査方法
6 歴史的風致形成建造物の管理・活用の指針となるべき事項	6 歴史的風致形成建造物の管理・活用の指針となるべき事項
(1) 管理の指針の基本事項	(1) 管理の指針の基本事項
(2) 歴史的風致形成建造物の活用	(2) 歴史的風致形成建造物の活用

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新

旧

(P9)	平成 23 年 3 月 31 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定
	平成 23 年 6 月 21 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・進捗状況、事業内容の検討。 ・東日本大震災の対応について
	平成 23 年 6 月 22 日～ 7 月 5 日	変更案のパブリックコメントを実施。
	平成 23 年 8 月 25 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
	平成 23 年 9 月 14 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定
	平成 24 年 2 月 10 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・事業内容の検討、計画変更案の協議。(持ち回り)
	平成 24 年 2 月 11 日～ 2 月 28 日	変更案のパブリックコメントを実施。
	平成 24 年 3 月 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

(P9)	平成 23 年 3 月 31 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定
	平成 23 年 6 月 21 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・進捗状況、事業内容の検討。 ・東日本大震災の対応について
	平成 23 年 6 月 22 日～ 7 月 5 日	変更案のパブリックコメントを実施。
	平成 23 年 7 月	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

③ 桜川市歴史的風致維持向上推進協議会
素案の段階で、伝統的建造物群保存審議会や真壁城跡整備検討委員会の委員から意見を聴取、さらに市のまちづくり団体からも意見を聴取して、その意見を反映し、計画策定チームと歴史的風致維持向上検討チームで素案の作成を行った。
また、事業の推進や変更に関する協議・調整を行うため、要綱により桜川市歴史的風致維持向上推進協議会を設置した。

桜川市歴史的風致維持向上推進協議会委員名簿

氏 名	所 属 等
藤川 昌樹	筑波大学教授 桜川市伝統的建造物群保存審議会
萩原 義照	桜川市文化財保護審議会
浅賀 宗和	桜川市都市計画審議会
吾妻 周一	ディスカバーまかべ（住民代表）
川嶋 利弘	真壁八七咲社中（住民代表）
細谷 喜美夫	登録文化財を活かす会（住民代表）
浅見 秀世	茨城県土木部都市局都市計画課長
伊藤 哲	茨城県教育委員会文化課長
高松 輝人	桜川市建設部長
上野 幸一	桜川市教育委員会教育次長

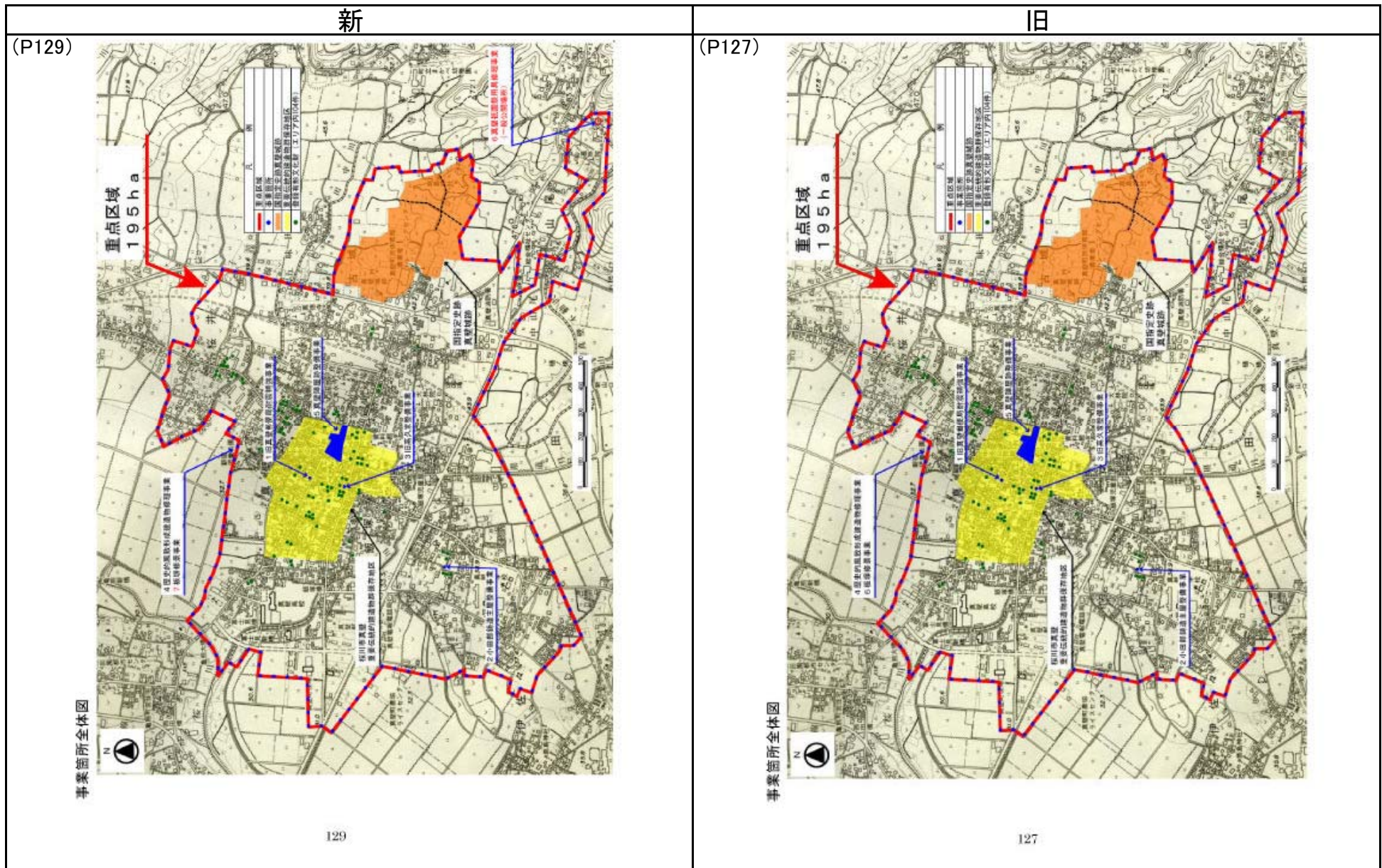
(設置要領：参考資料)

9

9

新	旧																						
(P10) ③ 桜川市歴史的風致維持向上推進協議会 素案の段階で、伝統的建造物群保存審議会や真壁城跡整備検討委員会の委員から意見を聴取。さらに市のまちづくり団体からも意見を聴取して、その意見を反映し、計画策定チームと歴史的風致維持向上検討チームで素案の作成を行った。 また、事業の推進や変更に関する協議・調整を行うため、要綱により桜川市歴史的風致維持向上推進協議会を設置した。 桜川市歴史的風致維持向上推進協議会委員名簿 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th><th>所 属 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤川 昌樹</td><td>筑波大学教授 桜川市伝統的建造物群保存審議会</td></tr> <tr> <td>萩原 義照</td><td>桜川市文化財保護審議会</td></tr> <tr> <td>浅賀 宗和</td><td>桜川市都市計画審議会</td></tr> <tr> <td>吾妻 周一</td><td>ディスカバーまかべ（住民代表）</td></tr> <tr> <td>川嶋 利弘</td><td>真壁八七咲社中（住民代表）</td></tr> <tr> <td>細谷 喜美夫</td><td>登録文化財を活かす会（住民代表）</td></tr> <tr> <td>浅見 秀世</td><td>茨城県土木部都市局都市計画課長</td></tr> <tr> <td>伊藤 哲</td><td>茨城県教育委員会文化課長</td></tr> <tr> <td>高松 輝人</td><td>桜川市建設部長</td></tr> <tr> <td>上野 幸一</td><td>桜川市教育委員会教育次長</td></tr> </tbody> </table> （設置要領：参考資料）	氏 名	所 属 等	藤川 昌樹	筑波大学教授 桜川市伝統的建造物群保存審議会	萩原 義照	桜川市文化財保護審議会	浅賀 宗和	桜川市都市計画審議会	吾妻 周一	ディスカバーまかべ（住民代表）	川嶋 利弘	真壁八七咲社中（住民代表）	細谷 喜美夫	登録文化財を活かす会（住民代表）	浅見 秀世	茨城県土木部都市局都市計画課長	伊藤 哲	茨城県教育委員会文化課長	高松 輝人	桜川市建設部長	上野 幸一	桜川市教育委員会教育次長	
氏 名	所 属 等																						
藤川 昌樹	筑波大学教授 桜川市伝統的建造物群保存審議会																						
萩原 義照	桜川市文化財保護審議会																						
浅賀 宗和	桜川市都市計画審議会																						
吾妻 周一	ディスカバーまかべ（住民代表）																						
川嶋 利弘	真壁八七咲社中（住民代表）																						
細谷 喜美夫	登録文化財を活かす会（住民代表）																						
浅見 秀世	茨城県土木部都市局都市計画課長																						
伊藤 哲	茨城県教育委員会文化課長																						
高松 輝人	桜川市建設部長																						
上野 幸一	桜川市教育委員会教育次長																						

新	旧																												
(P128) (4) その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業 ① 歴史的風致を維持向上させる塀の整備に関する事業 <table border="1"> <tr> <td>事業の名称</td><td>7 板塀修景事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>桜川市</td></tr> <tr> <td>活用する国の支援事業の名称</td><td>歴史的環境形成総合支援事業</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>H21～H22</td></tr> <tr> <td>事業箇所及び区域</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr> <td>事業の概要</td><td> 個人宅のブロック塀を板塀に修景するための間接補助  作業イメージ（この後、黒・茶系の防腐材塗布）  仕様 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 社団法人茨城県建築士会桜川支部では、建築士会が取り組める事業としてブロック塀を板塀にする修景事業を、社団法人茨城県建築士会桜川支部の費用で実施している。これは、町並み整備の先導的事业として、修景事業を実施すると通りの景観がこうに変わるといった、歴史的景観に対する市民の意識の高揚を目的とした事業である。 本事業を重点区域全域で実施することにより、周辺環境の整備を含め、市民の歴史的景観への意識が更に高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 また、地元建築士会への支援は、今後想定される伝統的建造物群保存地区での修理・修景を実施する際、住民が気軽に相談できる受け皿として期待されるほか、景観に合った修景の建築技術向上を目指すことを目的として実施することとし、歴史的景観の向上や技術者の育成は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業の名称	7 板塀修景事業	整備主体	桜川市	活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業	事業期間	H21～H22	事業箇所及び区域	重点区域全域	事業の概要	個人宅のブロック塀を板塀に修景するための間接補助  作業イメージ（この後、黒・茶系の防腐材塗布）  仕様	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	社団法人茨城県建築士会桜川支部では、建築士会が取り組める事業としてブロック塀を板塀にする修景事業を、社団法人茨城県建築士会桜川支部の費用で実施している。これは、町並み整備の先導的事业として、修景事業を実施すると通りの景観がこうに変わるといった、歴史的景観に対する市民の意識の高揚を目的とした事業である。 本事業を重点区域全域で実施することにより、周辺環境の整備を含め、市民の歴史的景観への意識が更に高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 また、地元建築士会への支援は、今後想定される伝統的建造物群保存地区での修理・修景を実施する際、住民が気軽に相談できる受け皿として期待されるほか、景観に合った修景の建築技術向上を目指すことを目的として実施することとし、歴史的景観の向上や技術者の育成は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P126) (3) その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業 ① 歴史的風致を維持向上させる塀の整備に関する事業 <table border="1"> <tr> <td>事業の名称</td><td>6 板塀修景事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>桜川市</td></tr> <tr> <td>活用する国の支援事業の名称</td><td>歴史的環境形成総合支援事業</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>H21～H22</td></tr> <tr> <td>事業箇所及び区域</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr> <td>事業の概要</td><td> 個人宅のブロック塀を板塀に修景するための間接補助  作業イメージ（この後、黒・茶系の防腐材塗布）  仕様 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 社団法人茨城県建築士会桜川支部では、建築士会が取り組める事業としてブロック塀を板塀にする修景事業を、社団法人茨城県建築士会桜川支部の費用で実施している。これは、町並み整備の先導的事业として、修景事業を実施すると通りの景観がこうに変わるといった、歴史的景観に対する市民の意識の高揚を目的とした事業である。 本事業を重点区域全域で実施することにより、周辺環境の整備を含め、市民の歴史的景観への意識が更に高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 また、地元建築士会への支援は、今後想定される伝統的建造物群保存地区での修理・修景を実施する際、住民が気軽に相談できる受け皿として期待されるほか、景観に合った修景の建築技術向上を目指すことを目的として実施することとし、歴史的景観の向上や技術者の育成は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業の名称	6 板塀修景事業	整備主体	桜川市	活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業	事業期間	H21～H22	事業箇所及び区域	重点区域全域	事業の概要	個人宅のブロック塀を板塀に修景するための間接補助  作業イメージ（この後、黒・茶系の防腐材塗布）  仕様	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	社団法人茨城県建築士会桜川支部では、建築士会が取り組める事業としてブロック塀を板塀にする修景事業を、社団法人茨城県建築士会桜川支部の費用で実施している。これは、町並み整備の先導的事业として、修景事業を実施すると通りの景観がこうに変わるといった、歴史的景観に対する市民の意識の高揚を目的とした事業である。 本事業を重点区域全域で実施することにより、周辺環境の整備を含め、市民の歴史的景観への意識が更に高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 また、地元建築士会への支援は、今後想定される伝統的建造物群保存地区での修理・修景を実施する際、住民が気軽に相談できる受け皿として期待されるほか、景観に合った修景の建築技術向上を目指すことを目的として実施することとし、歴史的景観の向上や技術者の育成は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業の名称	7 板塀修景事業																												
整備主体	桜川市																												
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業																												
事業期間	H21～H22																												
事業箇所及び区域	重点区域全域																												
事業の概要	個人宅のブロック塀を板塀に修景するための間接補助  作業イメージ（この後、黒・茶系の防腐材塗布）  仕様																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	社団法人茨城県建築士会桜川支部では、建築士会が取り組める事業としてブロック塀を板塀にする修景事業を、社団法人茨城県建築士会桜川支部の費用で実施している。これは、町並み整備の先導的事业として、修景事業を実施すると通りの景観がこうに変わるといった、歴史的景観に対する市民の意識の高揚を目的とした事業である。 本事業を重点区域全域で実施することにより、周辺環境の整備を含め、市民の歴史的景観への意識が更に高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 また、地元建築士会への支援は、今後想定される伝統的建造物群保存地区での修理・修景を実施する際、住民が気軽に相談できる受け皿として期待されるほか、景観に合った修景の建築技術向上を目指すことを目的として実施することとし、歴史的景観の向上や技術者の育成は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
事業の名称	6 板塀修景事業																												
整備主体	桜川市																												
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業																												
事業期間	H21～H22																												
事業箇所及び区域	重点区域全域																												
事業の概要	個人宅のブロック塀を板塀に修景するための間接補助  作業イメージ（この後、黒・茶系の防腐材塗布）  仕様																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	社団法人茨城県建築士会桜川支部では、建築士会が取り組める事業としてブロック塀を板塀にする修景事業を、社団法人茨城県建築士会桜川支部の費用で実施している。これは、町並み整備の先導的事业として、修景事業を実施すると通りの景観がこうに変わるといった、歴史的景観に対する市民の意識の高揚を目的とした事業である。 本事業を重点区域全域で実施することにより、周辺環境の整備を含め、市民の歴史的景観への意識が更に高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 また、地元建築士会への支援は、今後想定される伝統的建造物群保存地区での修理・修景を実施する際、住民が気軽に相談できる受け皿として期待されるほか、景観に合った修景の建築技術向上を目指すことを目的として実施することとし、歴史的景観の向上や技術者の育成は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
128	126																												



新

旧

(P139)

名 称	建築年代	建築物の概要
9. 鈴木醸造 主屋	嘉永7年(1854)	鈴木醸造は、中世の真壁城跡を含む旧古城村と真壁の旧市街地であった旧町屋村が接する付近にあり、南北に通じる旧街道の東側に広い敷地を有する。 鈴木醸造は、歴史的風致の「伝統的な産業と町」にもあるとおり、伝統的な製法により、現在も当時と同じ製法で醸造業を営んでいるため、この建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上に資する。 鈴木醸造は、古城通りに面して長屋門を構え、未指定の文化財を含め、古城通りの景観を形成している。 指定する建造物は、改築の際に当時禁じられていた玄関を造っていたことから、その当時の当主から笠間藩の代官宛にその許可を求めた詫び状の写しが鈴木家に残されており、それによって嘉永7年の建築であることがわかる。 主屋は醸造業を始める前、農業を営んでいた際に建築された大規模な農家住宅で、座敷中央に設けた2間の玄関をはじめ、北西部の主室には床・欄・付書院を完備するなど、上層農家としての格式を示している。
所在	文化財の指定	
真壁町古城	登録有形文化財 (H12.12.4 08-0050)	
建築面積	所有者	
200.87㎡	個人	
		
名 称	建築年代	建築物の概要
10. 鈴木醸造 長屋門	明治初期	表門は、2本の親柱の上に冠木を乗せ、束を立てて棟木を支えており、その点では棟門である。 しかし、親柱の内側にそれぞれ控柱を立てて貫と梁で繋ぐ形式は明らかに薬医門であり、また冠木の上に立てられた束に腕木を差し込んで軒桁を支えるのは腕木門の手法である。 この表門は、棟門と薬医門を折衷させ、さらに腕木門の手法も取り入れた独特の造りで、市内でも他に例を見ない独特の建造物である。
所在	文化財の指定	
真壁町古城	登録有形文化財 (H12.12.4 08-0051)	
建築面積	所有者	
64.19㎡	個人	
		

139

(P137)

名 称	建築年代	建築物の概要
9. 鈴木醸造 主屋	嘉永7年(1854)	鈴木醸造は、中世の真壁城跡を含む旧古城村と真壁の旧市街地であった旧町屋村が接する付近にあり、南北に通じる旧街道の東側に広い敷地を有する。 鈴木醸造は、歴史的風致の「伝統的な産業と町」にもあるとおり、伝統的な製法により、現在も当時と同じ製法で醸造業を営んでいるため、この建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上に資する。 鈴木醸造は、古城通りに面して長屋門を構え、未指定の文化財を含め、古城通りの景観を形成している。 指定する建造物は、改築の際に当時禁じられていた玄関を造っていたことから、その当時の当主から笠間藩の代官宛にその許可を求めた詫び状の写しが鈴木家に残されており、それによって嘉永7年の建築であることがわかる。 主屋は醸造業を始める前、農業を営んでいた際に建築された大規模な農家住宅で、座敷中央に設けた2間の玄関をはじめ、北西部の主室には床・欄・付書院を完備するなど、上層農家としての格式を示している。
所在	文化財の指定	
真壁町古城	登録文化財 (H12.12.4 08-0050)	
建築面積	所有者	
200.87㎡	個人	
		
名 称	建築年代	建築物の概要
10. 鈴木醸造 長屋門	明治初期	表門は、2本の親柱の上に冠木を乗せ、束を立てて棟木を支えており、その点では棟門である。 しかし、親柱の内側にそれぞれ控柱を立てて貫と梁で繋ぐ形式は明らかに薬医門であり、また冠木の上に立てられた束に腕木を差し込んで軒桁を支えるのは腕木門の手法である。 この表門は、棟門と薬医門を折衷させ、さらに腕木門の手法も取り入れた独特の造りで、市内でも他に例を見ない独特の建造物である。
所在	文化財の指定	
真壁町古城	登録文化財 (H12.12.4 08-0051)	
建築面積	所有者	
64.19㎡	個人	
		

137

新

旧

(P140)

名 称	建築年代	建築物の概要
11. 市塚章一住宅 長屋門	明治初期	本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部南に接する建造物である。
所在	文化財の指定	市塚章一家が位置する飯塚通りは、旧家が多く、市塚の姓を持つ家は、真壁氏に仕えた市塚氏の一族もしくは、その分家と伝えられている。
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H16.6.9 08-0098)	記録によると、近世以降市塚家は農家を生業としているが、真壁地区に市が立つ際は、飯塚地区でも穀物等の市を立てていたことから、人足役として笠間藩に買加金を納入していた。
建築面積	所有者	五町内には農地がほとんどなかったことから、飯塚地区は穀物類の販売を行いつつ、商業地である五町内地区への食物の供給をしていたことも、記録により明らかであることから、五町内と隣接し、一体的に発展してきた地区であることがわかる。
75.40㎡	個人	また、地形的にも五町内地区とは隣接し、南から西に接している地区でもある。
		
飯塚通りは、市塚章一宅長屋門の他、指定未指定の長屋門や薬医門、塙が並び、この通りの景観を形成している。 指定する建造物は、寄棟、桧瓦葺で、軒を出桁とする。 桁行9間、梁間2間半で、正面左が桁行2間半、右が桁行4間の長屋となり、右側の長屋のみ通りに面して小さな武者窓を2箇所開く。 門は、中央に開けられ、大扉の両側に潜り戸が付設されている。 長屋部分の外部仕上げは、真壁造に漆喰塗であるが、通り側の腰部分には海鼠壁が用いられているのが大きな特徴で、市内の古い長屋門としては、唯一の例である。		

140

(P138)

名 称	建築年代	建築物の概要
14. 市塚政一住宅 長屋門	明治初期	本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部南に接する建造物である。
所在	文化財の指定	市塚章一家が位置する飯塚通りは、旧家が多く、市塚の姓を持つ家は、真壁氏に仕えた市塚氏の一族もしくは、その分家と伝えられている。
真壁町飯塚	登録文化財 (H15.9.19 08-0111)	記録によると、近世以降市塚家は農家を生業としているが、真壁地区に市が立つ際は、飯塚地区でも穀物等の市を立てていたことから、人足役として笠間藩に買加金を納入していた。
建築面積	所有者	五町内には農地がほとんどなかったことから、飯塚地区は穀物類の販売を行いつつ、商業地である五町内地区への食物の供給をしていたことも、記録により明らかであることから、五町内と隣接し、一体的に発展してきた地区であることがわかる。
79㎡	個人	また、地形的にも五町内地区とは隣接し、南から西に接している地区でもある。
		
飯塚通りは、市塚章一宅長屋門の他、指定未指定の長屋門や薬医門、塙が並び、この通りの景観を形成している。 本建築物は、明治初期の建造物で、桁行9間、梁間2間半の規模で、寄棟造、桧瓦葺の木造平屋建とし、軒を出桁造とする。 正面右側を穀物蔵、左側を納屋とし、外装は腰を彫子下見板張、上部を漆喰塗壁、門の本柱の両側には潜戸を設ける。		

138

新

旧

(P141)

名 称	建築年代	建築物の概要
12. 細谷家住宅 主屋	明治後期	本建築物は、重点区域の西に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部西に接する建造物である。
所在	文化財の指定	細谷家は代々農業を営み、現当主で11代を数える旧家である。
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15. 7. 1 08-0096)	広い庭に面して南向きに建つ住居は、祖母の結婚に合わせて、明治 40 年に改築された物である。
建築面積	所有者	重要伝統的建造物群保存地区に接し、重要伝統的建造物群保存地区には見られない長屋門という門を持つことから、重点地区内の産業の分布を示す建造物であり、商家と農家との地域区分を示すため歴史的風致の維持及び向上に資する。
174㎡	個人	指定する建造物は、木造・桧瓦葺で、軒を出桁造りとし、桁行7間・梁間5間半、北西隅部に納戸や物置を付設し、東側に便所と物置を突き出している。
		平面は、食い違い六間取りというべき構造で、南北に3室の座敷を並べ、東及び南に縁側を廻す。縁板および延まわりの柱は、かつての住居の部材が再利用されている。

名 称	建築年代	建築物の概要
13. 細谷家住宅 長屋門	明治後期	長屋門は敷地が接する西側街路に平行して建つ間口17.6m規模の木造平屋建で、寄棟造、桧瓦葺の建物で、軒は出桁造で疎垂木を配し、両側面に下屋を設ける。中央部の門口は樺材で豪壮につくり、正面左右は漆喰塗壁で、簀子下見板張とし、堂々たる外観を街路に見せる。
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15. 7. 1 08-0097)	
建築面積	所有者	
104㎡	個人	



141

(P139)

名 称	建築年代	建築物の概要
12. 細谷家住宅 主屋	明治後期	本建築物は、重点区域の西に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部西に接する建造物である。
所在	文化財の指定	細谷家は代々農業を営み、現当主で11代を数える旧家である。
真壁町飯塚	登録文化財 (H15. 7. 1 08-0096)	広い庭に面して南向きに建つ住居は、祖母の結婚に合わせて、明治 40 年に改築された物である。
建築面積	所有者	重要伝統的建造物群保存地区に接し、重要伝統的建造物群保存地区には見られない長屋門という門を持つことから、重点地区内の産業の分布を示す建造物であり、商家と農家との地域区分を示すため歴史的風致の維持及び向上に資する。
174㎡	個人	指定する建造物は、木造・桧瓦葺で、軒を出桁造りとし、桁行7間・梁間5間半、北西隅部に納戸や物置を付設し、東側に便所と物置を突き出している。
		平面は、食い違い六間取りというべき構造で、南北に3室の座敷を並べ、東及び南に縁側を廻す。縁板および延まわりの柱は、かつての住居の部材が再利用されている。

名 称	建築年代	建築物の概要
13. 細谷家住宅 長屋門	明治後期	長屋門は敷地が接する西側街路に平行して建つ間口17.6m規模の木造平屋建で、寄棟造、桧瓦葺の建物で、軒は出桁造で疎垂木を配し、両側面に下屋を設ける。中央部の門口は樺材で豪壮につくり、正面左右は漆喰塗壁で、簀子下見板張とし、堂々たる外観を街路に見せる。
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録文化財 (H15. 7. 1 08-0097)	
建築面積	所有者	
104㎡	個人	



139

新

旧

(P142)

名 称	建築年代	建築物の概要
14. 市塚政一住宅 長屋門	明治初期	本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部南に接する建造物である。
所在	文化財の指定	市塚章一家が位置する飯塚通りは、旧家が多く、市塚の姓を持つ家は、真壁氏に仕えた市塚氏の一族もしくは、その分家と伝えられている。
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15.9.19 08-0111)	記録によると、近世以降市塚家は農家を生業としているが、真壁地区に市が立つ際は、飯塚地区でも穀物等の市を立てていたことから、人足役として笠間藩に買加金を納入していた。
建築面積	所有者	五町内には農地がほとんどなかったことから、飯塚地区は穀物類の販売を行いつつ、商業地である五町内地区への食物の供給をしていたことも、記録により明らかであることから、五町内と隣接し、一体的に発展してきた地区であることがわかる。
79㎡	個人	また、地形的にも五町内地区とは隣接し、南から西に接している地区でもある。
		
飯塚通りは、市塚章一宅長屋門の他、指定未指定の長屋門や薬医門、塙が並び、この通りの景観を形成している。		
本建築物は、明治初期の建造物で、桁行9間、梁間2間半の規模で、寄棟造、棧瓦葺の木造平屋建とし、軒を出桁造とする。		
正面右側を穀物蔵、左側を納屋とし、外装は腰を簷子下見板張、上部を漆喰塗壁、門の本柱の両側には潜戸を設ける。		

142

(P140)

名 称	建築年代	建築物の概要
14. 市塚政一住宅 長屋門	明治初期	本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部南に接する建造物である。
所在	文化財の指定	市塚章一家が位置する飯塚通りは、旧家が多く、市塚の姓を持つ家は、真壁氏に仕えた市塚氏の一族もしくは、その分家と伝えられている。
真壁町飯塚	登録文化財 (H15.9.19 08-0111)	記録によると、近世以降市塚家は農家を生業としているが、真壁地区に市が立つ際は、飯塚地区でも穀物等の市を立てていたことから、人足役として笠間藩に買加金を納入していた。
建築面積	所有者	五町内には農地がほとんどなかったことから、飯塚地区は穀物類の販売を行いつつ、商業地である五町内地区への食物の供給をしていたことも、記録により明らかであることから、五町内と隣接し、一体的に発展してきた地区であることがわかる。
79㎡	個人	また、地形的にも五町内地区とは隣接し、南から西に接している地区でもある。
		
飯塚通りは、市塚章一宅長屋門の他、指定未指定の長屋門や薬医門、塙が並び、この通りの景観を形成している。		
本建築物は、明治初期の建造物で、桁行9間、梁間2間半の規模で、寄棟造、棧瓦葺の木造平屋建とし、軒を出桁造とする。		
正面右側を穀物蔵、左側を納屋とし、外装は腰を簷子下見板張、上部を漆喰塗壁、門の本柱の両側には潜戸を設ける。		

140

新

旧

(P143)

名 称	建築年代	建築物の概要
15. 西岡本店 店舗	明治中期以前	西岡家は重点区域の南部に位置し、小田部鍛造と通りをはさみ指定・未指定の文化財が多く残されている。
所在	文化財の指定	西岡本店は醸造業を営み、創業は天明2年(1782)で、滋賀県日野町からこの地に進出している。
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0053)	当初は、真壁町桜井の谷口家に隣接した土地で醸造業を営んでいたが、明治末期に現在地の土地・家屋を買収して、第二工場とし、戦後はこの地を本拠地として今日に至っている。
建築面積	所有者	小田部鍛造と西岡家の間を通ると、歴史的風致の「伝統的な産業と町」にあるとおり、小田部鍛造の製造の過程がわかる音とともに、西岡醸造の発酵の際の甘い香りや、完成間近の時の清酒の香りが周辺に漂う。
189.40㎡	個人	また、視覚的には、小田部鍛造とともに、西岡醸造の建物が並び、通りの景観を形成している。
		
指定する建造物は、切妻・妻入り・棧瓦葺の2階建一部平屋で、桁行10間、梁間5間半、東側半間通りが下屋となる。南側の平屋部分が店舗で、隣接して北側に板の間と8畳の座敷が並び、さらに北側に土間が続く。		

名 称	建築年代	建築物の概要
16. 西岡本店 脇蔵	明治中期以前	脇蔵は、白米蔵として用いられ、切妻・平入り・棧瓦葺で、桁行5間、梁間3間の総2階建である。
所在	文化財の指定	戸口は、北側に1箇所、窓は1階南側と2階北側に角窓が設けられている。
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0054)	
建築面積	所有者	
49.68㎡	個人	
		

143

(P141)

名 称	建築年代	建築物の概要
15. 西岡本店 店舗	明治中期以前	西岡家は重点区域の南部に位置し、小田部鍛造と通りをはさみ指定・未指定の文化財が多く残されている。
所在	文化財の指定	西岡本店は醸造業を営み、創業は天明2年(1782)で、滋賀県日野町からこの地に進出している。
真壁町田	登録文化財 (H13. 8. 28 08-0053)	当初は、真壁町桜井の谷口家に隣接した土地で醸造業を営んでいたが、明治末期に現在地の土地・家屋を買収して、第二工場とし、戦後はこの地を本拠地として今日に至っている。
建築面積	所有者	小田部鍛造と西岡家の間を通ると、歴史的風致の「伝統的な産業と町」にあるとおり、小田部鍛造の製造の過程がわかる音とともに、西岡醸造の発酵の際の甘い香りや、完成間近の時の清酒の香りが周辺に漂う。
189.40㎡	個人	また、視覚的には、小田部鍛造とともに、西岡醸造の建物が並び、通りの景観を形成している。
		
指定する建造物は、切妻・妻入り・棧瓦葺の2階建一部平屋で、桁行10間、梁間5間半、東側半間通りが下屋となる。南側の平屋部分が店舗で、隣接して北側に板の間と8畳の座敷が並び、さらに北側に土間が続く。		

名 称	建築年代	建築物の概要
16. 西岡本店 脇蔵	明治中期以前	脇蔵は、白米蔵として用いられ、切妻・平入り・棧瓦葺で、桁行5間、梁間3間の総2階建である。
所在	文化財の指定	戸口は、北側に1箇所、窓は1階南側と2階北側に角窓が設けられている。
真壁町田	登録文化財 (H13. 8. 28 08-0054)	
建築面積	所有者	
49.68㎡	個人	
		

141

新

旧

(P144)

名 称	建築年代	建築物の概要
17. 西岡本店 米蔵	明治末期	米蔵は玄米蔵として用いられており、切妻・平入り・棧瓦葺で、隣接する脇蔵とは棟を直して建てられている。
所在	文化財の指定	桁行 8 間、梁間 3 間で、南側の桁行 2 間を中 2 階とし、西側の前面の 1 間半通りを下屋とする。
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0055)	戸口は西側に 1 箇所、窓は東側の通りに面して 1, 2 階とも 2 箇所づつ角窓が開かれている。
建築面積	所有者	
126.33㎡	個人	
		

(P142)

名 称	建築年代	建築物の概要
17. 西岡本店 米蔵	明治末期	米蔵は玄米蔵として用いられており、切妻・平入り・棧瓦葺で、隣接する脇蔵とは棟を直して建てられている。
所在	文化財の指定	桁行 8 間、梁間 3 間で、南側の桁行 2 間を中 2 階とし、西側の前面の 1 間半通りを下屋とする。
真壁町田	登録文化財 (H13. 8. 28 08-0055)	戸口は西側に 1 箇所、窓は東側の通りに面して 1, 2 階とも 2 箇所づつ角窓が開かれている。
建築面積	所有者	
126.33㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
18. 小田部鑄造 北土蔵	明治中期以前	本建築物は、重点区域の南部に位置し、江戸末期に建築された木造建造物である。
所在	文化財の指定	現在も、小田部鑄造の主屋として使用され、梵鐘製造時の一工程はこの建築物を使用する。
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0057)	歴史的観点から価値が高く、かつ外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要な建造物である。
建築面積	所有者	指定する建造物は、切妻・平入り・棧瓦葺きの、荷蔵である。
168.63㎡	個人	桁行 13 間、梁間 3 間であるが、東側約 1 間通りは下屋部分で、西側に約 1 間の庇を架け渡している。
		

144

名 称	建築年代	建築物の概要
18. 小田部鑄造 北土蔵	明治中期以前	本建築物は、重点区域の南部に位置し、江戸末期に建築された木造建造物である。
所在	文化財の指定	現在も、小田部鑄造の主屋として使用され、梵鐘製造時の一工程はこの建築物を使用する。
真壁町田	登録文化財 (H13. 8. 28 08-0057)	歴史的観点から価値が高く、かつ外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要な建造物である。
建築面積	所有者	指定する建造物は、切妻・平入り・棧瓦葺きの、荷蔵である。
168.63㎡	個人	桁行 13 間、梁間 3 間であるが、東側約 1 間通りは下屋部分で、西側に約 1 間の庇を架け渡している。
		

142

新

旧

(P145)

名 称	建築年代	建築物の概要
19. 小田部鑄造 南土蔵	明治中期以前	南土蔵は、切妻・平入り・2階建、屋根は置屋根形式の桧瓦葺である。 桁行4間半、梁間2間半で、西側中央に戸口を開き、西側および南側に約4尺の底を架け渡している。 家財道具を収納するための文庫蔵として建てられたといわれ、北土蔵と比べると造りの良さが目立っている。
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0058)	
建築面積	所有者	
55.03㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
20. 小田部鑄造 門	明治時代	門は、二本の親柱の内側にそれぞれ控柱を立て、紅梁で繋いでその上に桧瓦葺の切妻屋根を乗せた、典型的な一間一戸の薬医門である。
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0059)	
建築面積	所有者	
間口3.04m	個人	
		

145

(P143)

名 称	建築年代	建築物の概要
19. 小田部鑄造 南土蔵	明治中期以前	南土蔵は、切妻・平入り・2階建、屋根は置屋根形式の桧瓦葺である。 桁行4間半、梁間2間半で、西側中央に戸口を開き、西側および南側に約4尺の底を架け渡している。 家財道具を収納するための文庫蔵として建てられたといわれ、北土蔵と比べると造りの良さが目立っている。
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録文化財 (H13. 8. 28 08-0058)	
建築面積	所有者	
55.03㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
20. 小田部鑄造 門	明治時代	門は、二本の親柱の内側にそれぞれ控柱を立て、紅梁で繋いでその上に桧瓦葺の切妻屋根を乗せた、典型的な一間一戸の薬医門である。
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録文化財 (H13. 8. 28 08-0059)	
建築面積	所有者	
間口3.04m	個人	
		

143

新

旧

(P146)

名 称	建築年代	建築物の概要
21. 谷口義衛家住宅長屋門及び主屋	明治25年	谷口家は重点区域の北部に位置し、通りに面し西側に2棟の歴史的建造物を残している。
所在	文化財の指定	谷口家は、明治 25 年同じ桜井地区の谷口家から分家して独立したもので、当主で3代目となる。
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17. 7. 12 08-0190)	同年、本家によって建設された新宅となっているが、ただ総てが新築ではなく、長屋門は近隣の大和地区から移築したものである。
建築面積	所有者	谷口家は、現在商業活動は行っていないが、かつて真壁地区の近代化や、物資を供給してきたという歴史的背景や、重要伝統的建造物群の北部に位置し、歴史的風致の真壁地区の商いと商業に関係する業務を営んでいたことを示し、谷口家や大森家と一体となり、桜井地区の景観を形成しているため、谷口家の一連の建造物を保存・活用することにより、本地区の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
190㎡	個人	指定する建造物は、寄棟・桧瓦葺で、桁行4間半、梁間4間半、2室の座敷と床・棚を備えた8畳の座敷、南及び西側の内縁と便所及び浴室からなる。
		小規模な改修を除けば、創建当時の状態をそのまま保っている。
		長屋門は、寄棟・桧瓦葺で、軒を出桁造とする。桁行10間5尺、梁間2間半で、正面左が桁行2間半の物置、右が桁行5間半の居室となり、右側の前面を4尺程度張り出して店舗風の造りとしている。
		門は、中央左寄りに開けられ、大扉の左側に潜戸が付設されている。

146

(P144)

名 称	建築年代	建築物の概要
21. 谷口義衛家住宅長屋門及び主屋	明治25年	谷口家は重点区域の北部に位置し、通りに面し西側に2棟の歴史的建造物を残している。
所在	文化財の指定	谷口家は、明治 25 年同じ桜井地区の谷口家から分家して独立したもので、当主で3代目となる。
真壁町桜井	登録文化財 (H17. 7. 12 08-0190)	同年、本家によって建設された新宅となっているが、ただ総てが新築ではなく、長屋門は近隣の大和地区から移築したものである。
建築面積	所有者	谷口家は、現在商業活動は行っていないが、かつて真壁地区の近代化や、物資を供給してきたという歴史的背景や、重要伝統的建造物群の北部に位置し、歴史的風致の真壁地区の商いと商業に関係する業務を営んでいたことを示し、谷口家や大森家と一体となり、桜井地区の景観を形成しているため、谷口家の一連の建造物を保存・活用することにより、本地区の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
190㎡	個人	指定する建造物は、寄棟・桧瓦葺で、桁行4間半、梁間4間半、2室の座敷と床・棚を備えた8畳の座敷、南及び西側の内縁と便所及び浴室からなる。
		小規模な改修を除けば、創建当時の状態をそのまま保っている。
		長屋門は、寄棟・桧瓦葺で、軒を出桁造とする。桁行10間5尺、梁間2間半で、正面左が桁行2間半の物置、右が桁行5間半の居室となり、右側の前面を4尺程度張り出して店舗風の造りとしている。
		門は、中央左寄りに開けられ、大扉の左側に潜戸が付設されている。

144

新

旧

(P147)

名 称	建築年代	建築物の概要
22. 谷口家住宅 北袖蔵	明治末期	谷口家は重点区域の北部に位置し、通りの両側に数多くの歴史的建造物を残している。
所在	文化財の指定	谷口家は地区内でも指折りの旧家で、その歴史は江戸時代初期にまでさかのぼる。
真壁町桜井	登録有形文化財 (H12. 4. 28 08-0025)	幕末には、絞油業及び醤油製造業を営み、名主も務めていたことが知られる。
建築面積	所有者	明治期になってからは、座繰り製糸を始め、明治 14 年には蒸気を利用した機械製糸所を設立している。
39. 66㎡	個人	谷口家は、重点区域の中心部に真壁銀行や真壁水力発電株式会社等を設立するとともに、岩瀬と土浦を結ぶ筑波鉄道の設立に尽力し、社長を歴任していた。
		このように、谷口家は真壁地区の商家の成り立ちに大きく尽力し、明治から昭和初期にかけて、真壁地区の商業の基礎を築いている。
		このことから、これらの歴史的背景や歴史的風致の「真壁地区の商家と高い」を支えた旧家として、保存することにより、「真壁地区の商家と高い」に深みが生まれる。
		北袖蔵は、正確な年代を示す資料は見当たらないが、現存する店舗（明治 33 年）が建てられたときにはすでに存在しており、店舗奥の住居部分（江戸末期）と同じ頃か、あるいはそれ以前の建物と伝えられている。
		北袖蔵は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。
		このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。

147

(P145)

名 称	建築年代	建築物の概要
22. 谷口家住宅 北袖蔵	明治末期	谷口家は重点区域の北部に位置し、通りの両側に数多くの歴史的建造物を残している。
所在	文化財の指定	谷口家は地区内でも指折りの旧家で、その歴史は江戸時代初期にまでさかのぼる。
真壁町桜井	登録文化財 (H12. 4. 28 08-0025)	幕末には、絞油業及び醤油製造業を営み、名主も務めていたことが知られる。
建築面積	所有者	明治期になってからは、座繰り製糸を始め、明治 14 年には蒸気を利用した機械製糸所を設立している。
39. 66㎡	個人	谷口家は、重点区域の中心部に真壁銀行や真壁水力発電株式会社等を設立するとともに、岩瀬と土浦を結ぶ筑波鉄道の設立に尽力し、社長を歴任していた。
		このように、谷口家は真壁地区の商家の成り立ちに大きく尽力し、明治から昭和初期にかけて、真壁地区の商業の基礎を築いている。
		このことから、これらの歴史的背景や歴史的風致の「真壁地区の商家と高い」を支えた旧家として、保存することにより、「真壁地区の商家と高い」に深みが生まれる。
		北袖蔵は、正確な年代を示す資料は見当たらないが、現存する店舗（明治 33 年）が建てられたときにはすでに存在しており、店舗奥の住居部分（江戸末期）と同じ頃か、あるいはそれ以前の建物と伝えられている。
		北袖蔵は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。
		このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。

145

新			旧		
(P148)	名 称	建築年代	(P146)	名 称	建築年代
	23. 谷口家住宅 南袖蔵	明治末期		23. 谷口家住宅 南袖蔵	明治末期
	所在	文化財の指定		所在	文化財の指定
	真壁町桜井	登録有形文化財 (H12. 4. 28 08-0026)		真壁町桜井	登録文化財 (H12. 4. 28 08-0026)
	建築面積	所有者		建築面積	所有者
	66.10㎡	個人		66.10㎡	個人
					
	建築物の概要 南袖蔵は、正確な年代を示す資料は見られていない。しかし部材の古さから、店舗と同時代頃と推測されている。南袖蔵は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。			建築物の概要 南袖蔵は、正確な年代を示す資料は見られていない。しかし部材の古さから、店舗と同時代頃と推測されている。南袖蔵は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。	
	名 称	建築年代		名 称	建築年代
	24. 谷口家住宅 門	明治末期		24. 谷口家住宅 門	明治末期
	所在	文化財の指定		所在	文化財の指定
	真壁町桜井	登録有形文化財 (H12. 4. 28 08-0027)		真壁町桜井	登録文化財 (H12. 4. 28 08-0027)
	建築面積	所有者		建築面積	所有者
	間口2.7m	個人		間口2.7m	個人
					
	建築物の概要 門は、親柱の内側に両開き板戸を兼備した薬医門で、南北両側に通用門を付設している。門は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。			建築物の概要 門は、親柱の内側に両開き板戸を兼備した薬医門で、南北両側に通用門を付設している。門は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。	

148

146

新			旧		
(P149)	名 称	建築年代	(P147)	名 称	建築年代
	25. 谷口家住宅 石蔵	大正期		25. 谷口家住宅 石蔵	大正期
	所在	文化財の指定		所在	文化財の指定
	真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0194)		真壁町桜井	登録文化財 (H17.7.12 08-0194)
	建築面積	所有者		建築面積	所有者
	72㎡	個人		72㎡	個人
					
	建築物の概要 寄棟・妻入り・棧瓦葺きで、石材は地元の真壁石で、外部は一つ一つの石に面を取り、軒蛇腹や胴蛇腹には洋風のくり型を施し、小屋組には木製キングポスト・トラスを用いるなど、市内でも例を見ない精巧かつ完成された石造建築である。 石蔵は、通りに面しており、地元産品の石材を使った建築物として、また店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。			建築物の概要 寄棟・妻入り・棧瓦葺きで、石材は地元の真壁石で、外部は一つ一つの石に面を取り、軒蛇腹や胴蛇腹には洋風のくり型を施し、小屋組には木製キングポスト・トラスを用いるなど、市内でも例を見ない精巧かつ完成された石造建築である。 石蔵は、通りに面しており、地元産品の石材を使った建築物として、また店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。	
	名 称	建築年代		名 称	建築年代
	26. 谷口家住宅 奥蔵	明治初期		26. 谷口家住宅 奥蔵	明治初期
	所在	文化財の指定		所在	文化財の指定
	真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0195)		真壁町桜井	登録文化財 (H17.7.12 08-0195)
	建築面積	所有者		建築面積	所有者
	83㎡	個人		83㎡	個人
					
	建築物の概要 奥蔵は、穀蔵の背後に位置する土蔵で、切妻・平入り・棧瓦葺き、桁行6間半・梁間3間、前面に設けられた漆喰塗引き戸の出入り口の上に下屋を架ける。窓は両側面に各1箇所、背面に3箇所開けられ、いずれも観音開きの鉄扉を備えている。 奥蔵は、通りから望見することができ、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。			建築物の概要 奥蔵は、穀蔵の背後に位置する土蔵で、切妻・平入り・棧瓦葺き、桁行6間半・梁間3間、前面に設けられた漆喰塗引き戸の出入り口の上に下屋を架ける。窓は両側面に各1箇所、背面に3箇所開けられ、いずれも観音開きの鉄扉を備えている。 奥蔵は、通りから望見することができ、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。	